

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

一 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>目次</p> <p>第三章 駐留軍関係離職者等に対する特別措置（第十条・第十七条）</p> <p>（この法律の失効）</p> <p>附則</p> <p>（第一項及び第二項 略）</p> <p>3 この法律は、平成二十年五月十六日限り、その効力を失う。ただし、この法律の失効前に第十条の二第一項又は第二項の規定による認定を受けた駐留軍関係離職者に係る当該認定の効力及び取消し並びに就職指導及び給付金に関して、なおその効力を有するものと</p>	<p>目次</p> <p>第三章 駐留軍関係離職者等に対する特別措置（第十条・第十八条）</p> <p>（援護業務）</p> <p>第十八条 厚生労働大臣は、独立行政法人雇用・能力開発機構に、駐留軍関係離職者が事業を開始する場合において、必要な資金の借入れに係る債務の保証及びこれに附帯する業務を行わせるものとする。</p> <p>2 前項に規定する業務は、第十条の二第一項第一号、第二号及び第四号に該当する駐留軍関係離職者について行うものとする。</p> <p>附則</p> <p>（第一項及び第二項 略）</p> <p>（この法律の失効）</p> <p>3 この法律は、平成十五年五月十六日限り、その効力を失う。ただし、この法律の失効前に第十条の二第一項又は第二項の規定による認定を受けた駐留軍関係離職者に係る当該認定の効力及び取消し並びに就職指導及び給付金並びにこの法律の失効前に開始された駐留</p>

する。

(以下略)

軍関係離職者に係る第十八条第一項に規定する業務(当該業務が終了するまでの間に行われるものに限る。)に關しては、なおその効力を有するものとする。

(以下略)

二 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（第一項 略）</p> <p style="text-align: center;">（この法律の失効）</p> <p>2 この法律は、平成二十年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、この法律の失効の際現に手帳所持者である者については、なおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;">（以下 略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（第一項 略）</p> <p style="text-align: center;">（この法律の失効）</p> <p>2 この法律は、平成十五年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、この法律の失効の際現に手帳所持者である者については、なおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;">（以下 略）</p>

三 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>別表第一（第二条関係） （第一号から第七号まで 略） 八 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五百十八号。第十条の二の規定に限る。） （以下 略）</p>	<p>別表第一（第二条関係） （第一号から第七号まで 略） 八 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五百十八号。第十条の二及び第十八条の規定に限る。） （以下 略）</p>

四 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第四条 機構は、第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>（第一号から第七号まで 略）</p> <p>八 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条による改正前の駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）第十八条第一項に規定する業務が終了するまでの間、当該業務を行うこと。</p> <p>（第九号から第十二号まで 略）</p> <p>（以下 略）</p>	<p>附則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第四条 機構は、第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>（第一号から第七号まで 略）</p> <p>八 附則第十四条の規定による改正後の駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条第一項に規定する業務が終了するまでの間、当該業務を行うこと。</p> <p>（第九号から第十二号まで 略）</p> <p>（以下 略）</p>

五 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）

改正案		現行	
附則			
<p>（第一項 略） （所掌事務の特例）</p> <p>2 防衛庁は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>			
期 間	事 務	期 間	事 務
平成二十年五月十六日 までの間	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関すること。	平成十五年五月十六日 までの間	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関すること。
（略）	（略）	（略）	（略）
<p>（第三項 略） （職員の身分取扱の特例）</p> <p>4 第六十一条の規定の適用については、平成二十年五月十六日まで の間、同条第一項中「第五条第二十四号又は第二十五号に掲げる事</p>			
<p>（第三項 略） （職員の身分取扱の特例）</p> <p>4 第六十一条の規定の適用については、平成十五年五月十六日まで の間、同条第一項中「第五条第二十四号又は第二十五号に掲げる事</p>			

「務」とあるのは、「第五条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。

（以下略）

「務」とあるのは、「第五条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。

（以下略）

六 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（第一項から第十五項まで 略）</p> <p>16 第二条の規定の適用については、平成二十年五月十六日までの間、同条第一項中「第五条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第五条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。</p> <p>（以下 略）</p>	<p>附則</p> <p>（第一項から第十五項まで 略）</p> <p>16 第二条の規定の適用については、平成十五年五月十六日までの間、同条第一項中「第五条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第五条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。</p> <p>（以下 略）</p>

七 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 （第一項 略） （この法律の失効）</p> <p>2 平成二十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）の定めるところにより厚生労働省に特別の機関として置かれる中央駐留軍関係離職者等対策協議会は、本省に置く。</p>	<p>附則 （第一項 略） （この法律の失効）</p> <p>2 平成十五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）の定めるところにより厚生労働省に特別の機関として置かれる中央駐留軍関係離職者等対策協議会は、本省に置く。</p>